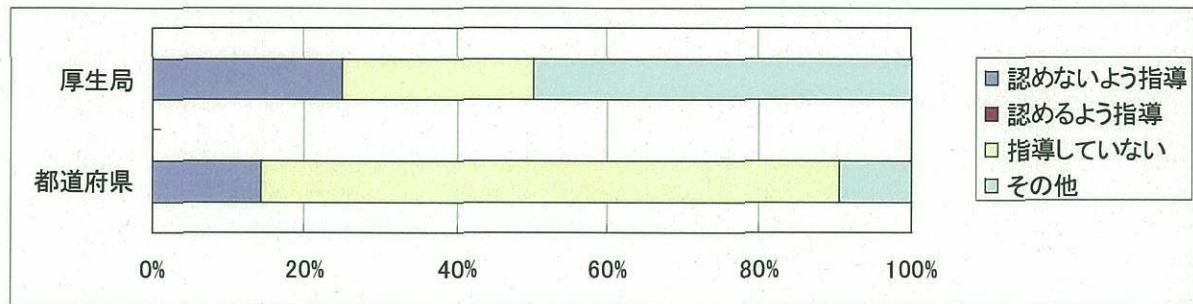


3 昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入

ア 課程間の転入に関する指導状況

昼間課程から夜間課程・通信課程へ、又は、夜間課程・通信課程から昼間課程等への転入所について、「認めないよう指導している」厚生局は2件(25.0%)、都道府県は3件(14.3%)となっており、「認めるよう指導している」厚生局及び都道府県はない。

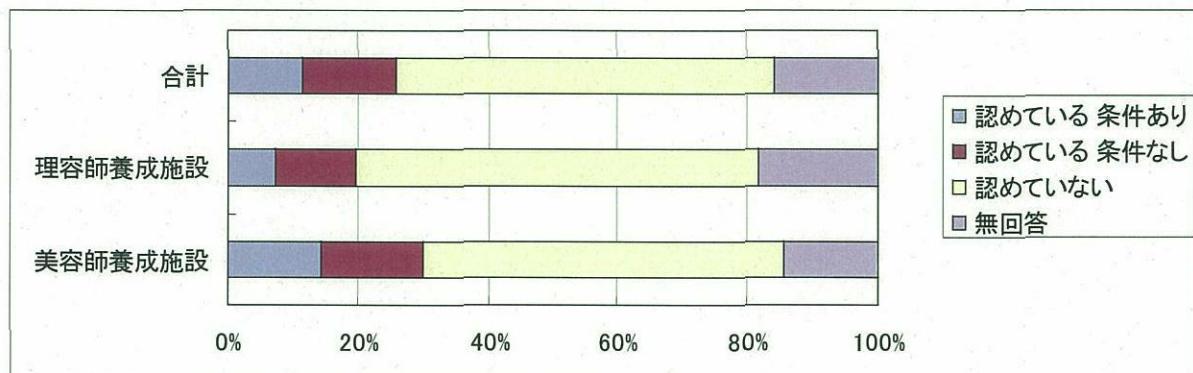
なお、認めないよう指導している場合であっても、「就学期間に必要な教科科目等が履修できるれば認める」としている厚生局は4件(50.0%)、都道府県は1件(4.8%)となっている。



イ 課程間の転入の状況

養成施設では、「転入を認める」は78件(20.6%)、「認めてない」は175件(46.2%)となっている。

また、「転入を認めている」とした78件について、「条件あり」は35件(44.9%)、「条件なし」は43件(55.1%)となっている。



「転入を認めていない」とした175件について、その理由をみると、「履修科目が異なる」43件(24.6%)、「履修時間が異なる」41件(23.4%)が多くなっている。

